

豊川市耕作放棄地再生利用補助金

市街化調整区域内の耕作放棄地を農地として再生利用を行った場合に補助金を支給します。

※予算に限りあり

補助額 上限10万円

実施者	補助の上限額		
申請者再生	30,000円/10a（自己ほ場に隣接の場合40,000円/10a）		
	農機具レンタル	草刈り機	1,100円/日
		ハンマーナイフ	8,000円/日
		トラクター（33馬力未満）	13,200円/日
		トラクター（33馬力以上）	16,500円/日
		ハンマーナイフ及びトラクター運搬費（片道）	2,200円/日
		ハンマーナイフ及びトラクター運搬費（往復）	4,400円/日
委託再生	草丈1.2m未満	18,000円/10a	
	草丈1.2m以上1.8m未満	36,000円/10a	
	草丈1.8m以上	55,000円/10a	
処理費	10,000円/t		

備考

- 1 耕作放棄地を再生する事業は、1筆につき1回とする。
- 2 レンタル機に係る燃料や潤滑油等の消耗品およびレンタル機の修理費は申請者負担とする。
- 3 申請者再生と委託再生は併用して申請することはできないものとする。

対象者

- ①耕作放棄地に1年以上の貸し借りの設定をする者（貸し手）
- ②耕作放棄地に1年以上の貸し借りの設定を受ける者（受け手）
- ③自己所有の耕作放棄地を再生し3年以上自作する者

実施の流れ

- ①協議会※へ再生したい耕作放棄地について申請する。
- ②補助対象に認められたら、協議会の指示で作業を始める。
- ③作業終了後、協議会に実績報告を提出。
- ④基準に応じて補助金を支給。

※豊川市耕作放棄地対策協議会

詳しくはホームページをご覧ください。

ホームページURL:<https://www.city.toyokawa.lg.jp>



豊川市耕作放棄地対策協議会
(事務局 豊川市産業環境部農務課内 0533-95-0262)